

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第11条第1項の規定により、民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）に関する民間事業者選定の客観的評価を別紙のとおり公表します。

令和8年4月22日  
防衛大臣 小泉 進次郎

別紙

## 民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）

### 民間事業者選定の客観的評価

令和8年4月22日  
防衛省

## 1 事業概要

### (1) 事業名称

民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）（以下「本事業」という。）

### (2) 公共施設等の管理者等

防衛大臣 小泉 進次郎

### (3) 公共施設等の名称

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。）4隻

### (4) 事業内容

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき、事業を実施する主体として選定された民間事業者が、自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了以降も防衛省に譲渡しない、いわゆるBOO（Build-Own-Operate）方式により実施する。民間事業者が実施する業務は次のとおりである。

ア 船舶調達業務

イ 船舶維持管理業務

ウ 船員雇用・養成業務

エ 船舶運航業務

オ 全般管理業務

### (5) 事業期間

令和8年3月31日（契約締結日）から令和18年12月31日まで

## 2 民間事業者の選定経緯

民間事業者の選定に至る主な経緯は次のとおりである。

令和7年 6月30日	実施方針の公表
令和7年 9月30日	入札公告
令和7年10月16日	特定事業の選定の公表
令和7年10月24日	第一次審査資料の受付
令和7年10月31日	競争参加資格確認通知
令和7年12月23日	競争参加資格確認追加通知
令和7年12月24日	入札、第二次審査資料の受付
令和8年 2月12日	開札、民間事業者の選定

## 3 民間事業者の選定方法

### (1) 選定方法の概要

本事業は、民間事業者にPFI方式による事業、船舶調達、船舶維持管

理、船員雇用・養成、船舶運航等に係る専門的な知識等を求めるため、民間事業者の選定に当たっては、入札参加者からの提案書類に記載された内容（以下「事業提案」という。）及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて選定する総合評価落札方式により、選定を行うこととした。

## (2) 事業者選定の体制

民間事業者の選定に当たり、専門的見地からの意見を参考とするために、民間船舶の運航・管理事業（貨物船等）に関する有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、有識者等委員会から事業提案に対する調査審議の報告を受けて、事業を実施する主体となる民間事業者を決定することとした。

有識者等委員会の構成員は、次のとおりである。

### ア 令和7年4月～同年7月

委員長	足立 慎一郎	国立大学法人政策研究大学院大学	教授
副委員長	庄司 るり	海上・港湾・航空技術研究所	理事長
外部委員	神崎 浩昭	一番町綜合法律事務所	代表弁護士
外部委員	山崎 幸二	三井住友海上火災保険株式会社	顧問
内部委員	今井 俊夫	統合幕僚監部後方計画部長	
内部委員	小牟田 秀覚	統合作戦司令部後方運用部長	
内部委員	坂本 大祐	防衛装備庁装備政策部長	
内部委員	鈴木 信丈	防衛装備庁調達事業部長	

### イ 令和7年8月～令和8年3月

委員長	足立 慎一郎	国立大学法人政策研究大学院大学	教授
副委員長	庄司 るり	海上・港湾・航空技術研究所	理事長
外部委員	神崎 浩昭	一番町綜合法律事務所	代表弁護士
外部委員	山崎 幸二	三井住友海上火災保険株式会社	顧問
内部委員	金山 哲治	統合幕僚監部後方計画部長	
内部委員	小牟田 秀覚	統合作戦司令部後方運用部長	
内部委員	小杉 裕一	防衛装備庁装備政策部長	
内部委員	鈴木 信丈	防衛装備庁調達事業部長	

## 4 第一次審査

### (1) 第一次審査の概要

第一次審査は、応募者が本事業に携わる者として適正な資格と能力を備えていることを確認するものであり、入札説明書に定める資格及び実績の有無を審査するものである。

### (2) 応募状況

令和7年10月24日までに1グループからの応募があり、当該グループについて競争参加資格があることが確認され、令和7年10月31日にその旨を通知した。その後、構成員等変更届に基づき同年12月23日に追加で通知した。

### (3) 競争参加資格確認グループ

競争参加資格が確認されたグループは、次のとおりである。

双日株式会社を代表企業とするグループ

代表企業：双日株式会社

構成企業：日本通運株式会社、壱岐・対馬フェリー株式会社、加藤海運株式会社、和幸船舶株式会社、イースタン・カーライナー株式会社、皆我海運株式会社

協力企業：パシフィックシップマネジメント株式会社、玄海汽船株式会社、太平海運有限会社

## 5 第二次審査

### (1) 第二次審査の概要

第二次審査は、総合評価落札方式により落札者を決定するため、入札参加者の提案内容等を審査するものである。

第二次審査の手順は、次のとおりである。

#### ア 事業提案の審査

入札参加者の事業提案を審査する。なお、事業提案に、審査項目以外の提案が記載されていた場合、当該箇所は審査対象としない。

#### (ア) 基礎点項目審査

事業提案が入札説明書添付資料「資料－2 業務要求水準書」に定める要求水準（基礎点項目）を全て充足しているかを審査する。全ての要求水準が充足されている場合は合格とし、要求水準が一項目でも充足しない場合は不合格とする。合格者には、基礎点10点を付与する。

#### (イ) 加算点項目審査

事業提案が要求水準を充足した上で、更に防衛省が特に重視する項目（加算点項目）について、優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で990点満点とする。

#### イ 開札

入札参加者の入札価格が、防衛省の設定する予定価格の範囲内か否かを確認する。予定価格の範囲内の入札参加者がいた場合は、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とし、以降の審査は行わない。

#### ウ 民間事業者の選定

アの事業提案の審査結果及びイの入札価格の確認を元に総合評価を行い、民間事業者を選定する。なお、同点の場合には、くじにより民間事業者を選定する。

## (2) 入札価格の確認

令和8年2月12日に1グループの開札を行い、予定価格の範囲内の入札価格を提示した者がいなかったことから再度入札を行ったが、再度入札においても予定価格の範囲内の入札価格を提示した者がいなかった。そのため、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定に基づき、前述の1グループと協議を行った結果、随意契約によることとした。

## (3) 事業提案の審査

### ア 基礎点項目審査

前述の1グループに対して、基礎点項目について、事業提案の内容が要求水準を全て充足するか否かについて有識者等委員会において審査を行った結果を踏まえ、全ての要求水準を充足していると判断し、基礎点10点を付与した。

### イ 加算点項目審査

前述の1グループに対して、評価基準に基づき評価を行い、有識者等委員会において調査審議を行った結果を踏まえ、加算点582点を付与した。加算点項目審査の結果は、表1のとおりである。

表1 加算点項目審査の結果

評価項目		配点		採点結果	
A 全般管理業務	全体の業務実施体制	20	100	20	75
	S P Cの経営体制及び出資構成	20		15	
	プロジェクトマネジメント	20		5	
	リスク管理	20		15	
	事業収支・資金調達計画	20		20	
B 船舶調達業務	船舶調達・改造仕様書／主要目表及び一般配置図	40	200	30	110
	調達・改造費の見積	40		30	
	工事体制及び工事スケジュール	40		20	
	機器・設備・装置設置計画	40		10	
	船舶機能	40		20	

C 船舶維持管理 業務	船舶維持管理計画	20	100	10	60
	船舶不具合時のバックアップ体制等	20		20	
	係留施設計画	20		15	
	係留施設のバックアップ体制	20		10	
	船用品の確保・保管計画	20		5	
D 予備自衛官船員 等雇用・養成業務	予備自衛官船員等の募集、雇用計画	40	200	30	140
	予備自衛官船員等の養成計画	40		40	
	予備自衛官船員等の教育訓練	40		20	
	予備自衛官船員等の処遇向上に係る処置	40		30	
	配乗体制	40		20	
E 船舶運航業務	運航準備計画	40	200	30	150
	自衛隊の輸送ニーズへの確実な措置のための計画	40		30	
	船舶引渡し（裸備船）に係る計画	40		30	
	運航経費に係る積算根拠	40		30	
	輸送役務契約に係る運航計画	40		30	
F 民間収益事業	民間収益事業の実施方針	26	130	13	47
	民間収益事業の実施計画	26		13	
	民間収益事業の実現可能性担保	26		7	
	本事業とのリスク分離	26		7	
	その他の推進施策	26		7	
G ワーク・ライフ・バランス等	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	10	60	0	0
	賃上げを実施する企業に対する評価	50		0	
合計			990	582	

#### (4) 総合評価

有識者等委員会における審査を踏まえ、防衛省は入札参加者の得点を592点（基礎点10点＋加算点582点）と決定した。これらの結果と提案価

格の評価を踏まえた総合評価は、表2のとおりである。

防衛省は、令和8年2月12日、双日株式会社を代表企業とするグループを本事業の民間事業者として選定した。

表2 総合評価結果

応募者	得点 (X)	入札価格 (税抜) (億円)(Y)	総合 評価 (X/Y)	総合 順位
双日株式会社を代表 企業とするグループ	592	341	1.7	1/1

※小数第2位以下は四捨五入している。

#### (5) 民間事業者のVFM評価

民間事業者の提案内容に基づき、VFM (Value For Money) の評価を行った結果、約1.28%のVFMがあることを確認したことから、PFI方式による事業として有効と認めた。

### 6 審査講評

有識者等委員会における事業提案に関する審査講評は、次のとおりである。なお、提案内容について確認の必要がある箇所については、応募者に対する確認により補完を行った。

#### (1) 総評

まず国防において重要な役割を担う「海上輸送力」の重要性を理解し、防衛省の事業内容を遂行するための具体的、かつ、民間事業者の知見を十分に活かした提案を作成した応募者に対し、感謝を示す。以下、有識者等委員会として応募者の提案に対する総評を記載する。

本事業は、令和4年度に策定された「防衛力整備計画」に基づき、自衛隊が島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等を南西地域に迅速かつ確実に輸送し、かつ、住民避難や災害時の対応に活用するため、自衛隊の海上輸送力を補完する目的で、常時運航可能な民間船舶を確保することを目的とした事業である。

本事業においては、自衛隊が船舶を保有、管理、運営することによる人的、物的負担を考慮し、平素の段階から民間事業者の資金、経営能力、船舶・海上輸送に関する技術的見地を最大限活用しつつ、常時運航可能な民間船舶を10年間にわたり安定的に確保することを目的として、PFI方式を採用することとしており、民間事業者には、当該分野で蓄積されたノ

ウハウ等を活用し、事業目的を達成することが期待される。

令和7年12月24日から令和8年2月4日までの間、防衛省は、防衛省が作成した評価基準に基づき、事業者提案書の審査を実施し、評価素案を作成した。同年2月5日、提案評価会議を兼ねた第3回有識者等委員会において、防衛省が作成した評価素案の審議を行い、評価の内容について妥当と判断し、評価案を策定した。

応募者の提案は、船舶の維持・管理・運航等に係る豊富な実績を活かした提案であり、防衛省が定める業務要求水準を満足するとともに、事業期間を通じて効率的、かつ、効果的に海上輸送力を確保することが可能であると判断できるものであった。

特に、防衛省の要求に適切に対応できる船舶改修要領及び待機態勢から速やかに出港するための初動を含めた出港計画について、具体的かつ実効性のある計画を提示していた。他方、提案書は本事業における重要な位置付けを担うことに鑑み、一部の項目については更に官民連携して具体化することが必要と考える。

有識者等委員会としては、本事業期間を通じ、防衛省と選定事業者が事業を円滑に実施できるよう、強固な信頼関係を築き、共に歩むことを要望する。

## (2) 個別総評

### ア 全般管理業務

#### (ア) 基礎点項目

本事業のスケジュールへの対応、全般管理業務の実施方法等について、業務要求水準を満たしていることを確認した。

#### (イ) 加算点項目

事業の実施体制、事業収支・資金調達計画について、具体的かつ実効性のある提案と評価した。プロジェクトマネジメント方策について、より検討深化が必要であり、今後も官民協議を行い具体化することが必要である。

### イ 船舶調達業務

#### (ア) 基礎点項目

本事業船舶の調達、主要スケジュール及び危険物積載等について、業務要求水準を満たしていることを確認した。

#### (イ) 加算点項目

船舶の改造に係る改造仕様、費用見積及び減価償却について具体的かつ実効性のある提案と評価した。危険物積載について、法令上輸送

量や輸送方法に制限がある物資の積載量の見積、対策等は今後も官民協議を行い具体化することが必要である。

ウ 船舶維持管理業務

(ア) 基礎点項目

本事業船舶の保守計画及び待機態勢含む管理体制等について、業務要求水準を満たしていることを確認した。

(イ) 加算点項目

船舶の係留に係る長期的な確保計画及び警備体制等について具体的かつ実効性のある提案と評価した。工事スケジュールについて、確実に遂行するための具体的な方策等は今後も官民協議を行い具体化することが必要である。

エ 予備自衛官船員等雇用・養成業務

(ア) 基礎点項目

必要な海技資格取得支援、教育訓練、労務管理等について、業務要求水準を満たしていること確認した。

(イ) 加算点項目

操船技術練度維持訓練計画、平素におけるOJT訓練及び資格取得のための施策について具体的かつ実効性ある提案と評価した。船員の特性、職務及び本人の希望に応じた訓練計画について、更なる具体化が必要であり、今後も官民協議を行うことが必要である。

オ 船舶運航業務

(ア) 基礎点項目

必要な事業認可及び出港までの詳細な業務フロー等について、業務要求水準を満たしていること確認した。

(イ) 加算点項目

待機態勢から速やかに出港するための初動計画及び自衛隊の輸送ニーズに柔軟に対応できる方策等について具体的かつ実効性ある提案と評価した。待機態勢から裸備船の引渡しまでの管理体制について、更なる具体化が必要であり、今後も官民協議を行うことが必要である。

カ 民間収益事業

加算点項目

民間収益事業を実施する上での具体的な根拠及び実現性を高めるための条件等について具体性がなく、更なる具体化が必要であり、今後も官民協議を行い、実効性を高めることが必要である。

キ ワーク・ライフ・バランス等

加算点項目

具体的な提示がなく、今後も官民協議を行い、実効性を高めることが必要である。